

全国通訳案内士の登録等手続きに関するQ&A

No.	質問	回答
登録手続きに関すること		
1	現在、全国通訳案内士の旧制度による免許証を持っています。新規の登録をしなければなりませんか？	平成18年4月1日に、通訳案内士法が改正(施行)されたことに伴い、免許制が登録制になりましたが、新規の登録は必要ありません。従来の免許証は新しい登録証とみなされるので、引き続き有効です。 また、「通訳案内士登録証」をお持ちの場合も「全国通訳案内士登録証」とみなされるので、登録証の切替は必要ありません。
2	全国通訳案内士の登録は、一つの言語につき一つの申請なのですか？(2か国語以上のときは、一つの申請にまとめて出せないのですか？)	言語ごとに登録しますので、2か国語以上の資格をお持ちのかたは、それぞれ申請していただくことになります。また、登録証は言語ごとに交付されます。
3	全国通訳案内士の登録申請は必ず窓口に行かなければなりませんか？	申請書等の受付方法は、申請区分によってかわります。新規申請の場合は、窓口のみの受付になります。登録事項の変更及び再交付については、窓口での受付、郵送での提出どちらでも構いません。
4	全国通訳案内士登録証が発行されたときは、受領のため窓口に行かなければなりませんか？	新規登録、変更届、再交付、いずれの場合も、登録住所に全国通訳案内士登録証を郵送しますので、受領のため窓口に来ていただく必要はありません。
5	新規登録時に「健康診断書」が必要とされていますが、具体的にはどのようなものですか？	通訳案内士法施行規則第17条の規定についての審査のための書類です。医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者が、3ヶ月以内に発行したもので、精神機能の障害の有無等について記載された書面である必要があります。 かかりつけ医などの診断で足ります。(精神の機能の診断に当たっては、DSM-IVのような、機能全般を網羅的に診断できるマニュアルを用いて正確かつ客観的に診断されることが望ましい、とされています。)
6	全国通訳案内士の登録の申請書にある代理人とは、誰のことですか？	代理人とは、通訳案内士法施行規則第13条第1項の規定に基づき、本邦内に住所を有しないかた(非居住者)が、全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有する人のことをいいます。 代理人は、本邦内に住所を有し、当該非居住者に日常的に通訳ガイドの手配を行う(予定を含む。)者として、当該非居住者との間で手配契約を結んでいる必要があります。(旅行業法に基づく登録を受けた旅行者であるか否か、個人か法人かは問いません) 代理人としての登録は、当該非居住者が全国通訳案内士の登録を受ける際に、同時に行います。代理人となることを了承しているかどうかの確認に万全を期するため、当該非居住者が全国通訳案内士の登録を受ける際には、当該非居住者と代理人が、そろって窓口へお越しいただく必要があります。
7	全国通訳案内士の登録証の申請は代理人でもできますか？	新規の登録申請については、代理人単独ではできません。 代理人は、次の6つの行為について、当該非居住者に代わって行う責務を負います。 ① 登録事項の変更の届出をすること ② 登録証の再交付の申請をすること ③ 登録の消除に関する届出をすること ④ 取消しの際の通知を当該非居住者へ連絡すること ⑤ 業務に関し報告を行うべき旨を当該非居住者へ連絡すること ⑥ 業務に関し報告を行うこと 等 ※①～③、⑥については、当該非居住者の作成した書類を当該非居住者に代わって提出するのみで、書類の作成義務までは負いません。
8	全国通訳案内士の登録証を紛失したのですが、再交付してもらえますか？	再交付の手続きをしていただければ、再交付できます。住所や氏名など、登録事項に変更がある場合は、まとめて変更の届出もできます。

No.	質問	回答
9	全国通訳案内士の登録証を汚損しましたが、再交付してもらえますか？	必要であれば、再交付の手続きをしていただければ、再交付できます。住所や氏名など、登録事項に変更がある場合は、まとめて変更の届出もできます。
10	通訳案内士の旧免許証を所持していますが、再交付の申請をすると様式が変わるのですか？免許証は返納しなければならないのですか？	平成18年3月31日以前に交付された免許証は、登録証として新たに発行することになります。様式も変わります。 平成24年3月31日以前に発行された各府県知事による登録証も、関西広域連合長による登録証として新たに発行することになります。 また、平成30年1月3日以前に発行された登録証も、「全国通訳案内士登録証」として新たに発行することになります。 いずれの場合も、旧免許証、登録証は返納していただきます。
11	全国通訳案内士登録証の再交付を申請したのですが、亡失した登録証が出てきたときはどうしたら良いのですか？	申請後に、亡失した免許証(登録証)を発見したときは、遅滞なく返納してください。
12	全国通訳案内士登録証を書き換えなければならない変更事由には何がありますか？	氏名と住所です。 なお、国内に住所を有しないかたは、登録時に代理人を立てていただいておりますが、その代理人の氏名や住所が変わった場合も、届出が必要です。
13	全国通訳案内士登録証の記載内容に変更がありますが、登録証自体を紛失しました。手続きはどのようにしたらよいのですか？また、手数料はいくらですか？	変更届出と再交付申請をまとめて1件で、変更届出として手続きできます。登録事項変更届書と登録証再交付申請書を窓口にご提出ください。 手数料は 4,000円です。
14	全国通訳案内士登録をした後に住所移転した場合、どの都道府県に変更届を提出すればよいのですか？	住民票を移転した後、住所の登録変更手続きをしていただきます。基本的には、移転先の都道府県となります。 ・関西広域連合の2府6県内での移転 2府6県いずれでも受付できます。 ただし、住基ネットシステムを利用する場合は、移転先の府県でのみ取扱います。 【例】京都府から大阪府への移転の場合は、大阪府をはじめ2府6県いずれでも可。住基ネットシステムを利用する場合は、大阪府でのみ取扱い。 ・関西広域連合の2府6県から、他都道県への移転 移転先の都道県に届け出てください。 【例】京都府から東京都への移転の場合、東京都でのみ取扱い。 ・他都道県から、関西広域連合の2府6県への移転 2府6県いずれでも受付できます。 ただし、住基ネットシステムを利用する場合は、移転先の府県でのみ取扱います。 【例】東京都から京都府への移転の場合は、京都府をはじめ2府6県いずれでも可。住基ネットシステムを利用する場合は、京都府でのみ取扱い。
15	全国通訳案内士の登録を受けていた本人が死亡した場合、登録証はどうしたらよいのですか？	相続人は、業務廃止等に関する届出書に登録証(免許証)を添えて届け出てください。 なお、届出手数は不要です。
16	全国通訳案内士業務を辞めるので、登録を抹消したいのですが、どうすればよいのですか？	業務廃止等に関する届出書に登録証(免許証)を添えて届け出てください。 なお、届出手数は不要です。
通訳案内士試験や通訳案内士研修に関すること		
17	全国通訳案内士試験はどのように実施されていますか？	例年の申込期間は、6月上旬～7月上旬5月下旬～6月下旬頃です。 詳しくは、日本政府観光局(JNTO)のホームページをご覧ください。

No.	質問	回答
18	通訳案内士研修(登録研修期間研修)の受講期限が過ぎたのですが、登録は取り消されますか？	直ちに登録取消にはなりません。速やかに研修を受講ください。研修受講については、観光庁にお問合せください。
19	通訳案内士研修(登録研修期間研修)を受講に必要な通訳案内士情報検索サービス登録番号がわかりません。	観光庁が管理する通訳案内士情報検索サービスの利用に必要な登録番号です。番号はお手元の登録証(免許証)の番号の前に自治体のコードを加えた番号となります。関西広域連合のコードは「148」です。 例: 148EN●●●●●● ※登録証(免許証)の発行者が各府県の知事名の場合は、以下の自治体コードとなります。 滋賀県「125」 京都府「126」 大阪府「127」 兵庫県「128」 奈良県「129」 和歌山県「130」 鳥取県「131」 徳島県「136」
登録内容の確認方法や情報発信について		
20	全国通訳案内士として登録されているかどうかの確認はできますか？	全国通訳案内士登録簿を閲覧することができます。 なお、閲覧に当たっては、全国通訳案内士登録簿閲覧申込書、関西広域連合全国通訳案内士登録簿の閲覧に関する誓約書に記名・押印し、申し込んでいただく必要があります。 詳しくは各府県の全国通訳案内士関係窓口にお問合せください。
21	全国通訳案内士の登録番号や登録年月日がわからないときはどうすればいいですか？	関西広域連合の窓口、又は各府県の窓口にお問い合わせください。(来庁、電話、メール可) 氏名や生年月日、登録住所による本人確認ができれば、お答えすることができます。 また、No.19のとおり全国通訳案内士登録簿の閲覧申込みをしていただくことで、確認することもできます。
22	関西広域連合のホームページに情報を掲載したいのですが、どうすれば良いでしょうか。	関西広域連合のホームページへの情報掲載を希望する場合は、「全国通訳案内士情報ホームページ掲載申込書」を窓口、郵送、メール、FAXのいずれかでご提出下さい。 申込書は以下URLよりダウンロードしてください。 https://www.kouikikansai.jp/koikirengo/jisijimu/sportsshinko/toroku/392.html
23	関西広域連合のホームページに掲載している情報を修正したいのですが、どうすれば良いでしょうか。	関西広域連合のホームページの情報に変更がある場合は、「全国通訳案内士情報ホームページ掲載申込書」の「内容変更」に○をして窓口、郵送、メール、FAXのいずれかでご提出下さい。 申込書は以下URLよりダウンロードしてください。 https://www.kouikikansai.jp/koikirengo/jisijimu/sportsshinko/toroku/392.html
24	通訳案内士登録情報検索サービスを利用したいのですが、どうすれば良いでしょうか。	このサービスを利用して登録情報のWEB公開を希望する場合は、「Web公開に関する利用申請書」を窓口、郵送、メール、FAXのいずれかでご提出下さい。 申込書は以下URLよりダウンロードしてください。 https://www.kouikikansai.jp/koikirengo/jisijimu/sportsshinko/toroku/392.html
その他制度等について		
25	全国通訳案内士の登録等の手続きを関西広域連合で行うことになったことで、何が変わったのですか？	平成24年4月1日から、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の2府5県(平成27年12月4日から奈良県も加わり2府6県)は、関西広域連合に事務を移管しましたので、関西広域連合が備える「全国通訳案内士登録簿」に登録する必要があります。新規の登録申請や変更などの手続きは、従来どおり各府県の観光担当課にて受け付けています。 なお、平成18年3月31日以前に交付された免許証をお持ちのかた、平成24年3月31日以前に各府県知事から発行された登録証をお持ちのかたについては、その免許証、登録証はそのまま有効です。希望者は、再交付手続きにより新しい登録証への切り替えができます。(手数料 4,000円)

No.	質問	回答
26	法改正により通訳案内士制度が変わったと聞きましたが、何が変わったのですか？	<p>平成30年1月4日に通訳案内士法が改正(施行)され、以下の点が変更になっています。</p> <p>①業務独占規制が廃止され、「全国通訳案内士」の資格を持たない方も有償での通訳案内業務を行うことが可能となりました。ただし、無資格者が「全国通訳案内士」、「地域通訳案内士」及びこれらに類する名称を名乗ることはできません。</p> <p>②「通訳案内士」から「全国通訳案内士」へ名称が変更されました。これまで「通訳案内士」として登録されている方は、「全国通訳案内士」として引き続き業務を行うことが可能です。また、これまで特措法などで認められたきた地域ガイド制度を全国展開し、新たに「地域通訳案内士」制度が創設されました。</p> <p>③全国通訳案内士の質を高める観点から、全国通訳案内士は登録研修機関が実施する通訳案内士研修(登録研修機関研修)を5年ごとに受講することが義務づけられました。なお、研修を受講しない場合、全国通訳案内士の登録を取り消されることがあります。</p>
27	関西広域連合で取得した全国通訳案内士の登録証を、他都道県でも使えますか。	<p>日本国中で使えます。</p> <p>なお、住所地等、登録事項に変更があった場合は、変更手続きを行ってください。都道府県をまたがって移転された場合については、下記No.13をご確認ください。</p>
28	全国通訳案内士登録が取り消されることはありますか？	<p>通訳案内士法第30条で禁止されている行為を行った場合、義務づけられている研修を受講しなかった場合などがあります。詳しくは、関西広域連合 広域観光・文化・スポーツ振興局観光課(京都府商工労働観光部観光室、電話075-411-0620)にお問い合わせください。</p>